

リカードウ『原理』第29章における公債制度論*

若松直幸

I はじめに

19世紀初頭のイギリスはナポレオン戦争の経費を支弁するために多額の国債発行を余儀なくされ、戦争終結後、多くの国民は国債償還のために課された重税に苦しまなければならなかった。こうした課税に関する諸問題には、経済学者デイヴィド・リカードウ (David Ricardo, 1772-1823) も大きな関心を寄せていた。3分の1以上が課税論に充てられた彼の名著『経済学および課税の原理』では、一国の経済成長についての分析がその課題のひとつであったため、彼が成長ないし資本蓄積を阻害する要因に大きな関心を払うのも当然であった。しかしながら、リカードウの関心は単に租税が資本蓄積を妨げることに向けられたわけではなかった。なぜなら、彼自身、国家を運営するには最低限の収入が必要であることを認識しており (Works VIII, 132-33 / 訳 150-51)、そのために課税と国債発行のどちらが国家収入の調達手段としてより望ましいかを検討しなければならなかったからである。

政府収入の徴収方法に関するリカードウの見解については次のような研究史をたどることができる。周知のように、Barro (1974) は納税者にとって租税と国債の負担が等しくなることを提唱するが、Buchanan (1976) はこうした租税と国債の等価に関する主張はすでにリカードウによって肯定的になされていたと指摘する。だが、これに対し O'Driscoll (1977) は、等価定理がリカードウによって決して肯定的に捉えられてはおらず、彼の真の見解は租税と国債が現実社会では不等価になるものだとして主張する。このような論争に加え、我が国では砂川 (1991a) や益永 (1999)

* 本稿は第54回経済思想研究会、2016年度春季近代経済学史研究会、経済学史学会第80回大会の報告に基づいている。佐藤滋正先生 (尾道市立大学名誉教授)、佐藤有史先生 (立教大学教授)、久松太郎先生 (同志社大学准教授)、福田進治先生 (弘前大学教授)、益永淳先生 (中央大学准教授)、各学会・研究会の出席者の方々、および2人の匿名のレフェリーから大変有益なコメントを賜りました。ここに記して感謝申し上げます。言うまでもなく、ありうべき間違いは全て筆者に記すところとなります。

1) 『経済学および課税の原理』(以下では『原理』と表記)は、『リカードウ全集』第1巻に所収。本稿では、以下、この文献に限らず『リカードウ全集』(Ricardo 1951-73)を引用する際には Works と略記し、巻数をローマ数字で表記する。なお、必ずしも邦訳には従わなかった。

が、現実の租税負担者は「公債錯覚」に陥るため、最適な政府収入の徴収方法は国債調達ではなく租税調達となるのがリカードウの見解だと説明する。

このような租税と国債に関する研究は、これまで主に『原理』第 17 章「原産物以外の商品に対する租税」や『公債制度論』（1820）におけるリカードウの主張に対し焦点が当てられてきた。しかしながら、われわれは必ずしも直接的ではないが、租税と国債に関する彼の主張を『原理』第 29 章「生産者が支払う租税」にも見ることができる。第 29 章は『原理』の編成上、スミス（Adam Smith, 1723-1790）やマルサス（Thomas Robert Malthus, 1766-1834）、セー（Jean-Baptiste Say, 1767-1832）等への経済学説に対する批判を目的とした、第 19 章「貿易経路上の突然の変化について」から最終章「マルサス氏の地代論」までのいわゆる論争の諸章に含まれる²⁾。『原理』初版の執筆事情を考慮すると、これらの諸章は第 8 章から第 18 章の執筆完了後に追加執筆されたと思われるが、リカードウは初めセーに対する言及にはあまり乗り気ではなかった。

スミスを読んだ後、セーをもう一度読むつもりです、——が彼が生存中の著者であり、友人なので、彼の見解に対する私の異論を公にそして強く述べる点には、なにかアダム・スミスの場合にはないような微妙さを感じることでしょう。（Works VII, 89 / 訳 105）

リカードウはこのように 1816 年 11 月 17 日付の手紙では、セー批判に対する気まずさをミルに漏らしていた。これに対し、ミルはその返事の手紙でリカードウにセー批判を行うよう彼の背中を後押しする（Works VII, 108 / 訳 127）。リカードウはおそらく、こうしたミルの支えも一助となりセーへの批判を決断し、最終的に自らが「正しいと思う原理に反する箇所」を批判するための「主題」を用意したのであった（Works VII, 112, 115 / 訳 132, 136）。

第 29 章はリカードウのこうしたセー批判の範疇に含まれると考えられるが、リカードウは、どのような動機に基づき当該章の執筆を決意したかについて、具体的には述べていない。とはいえ、それがセーへの気まずさを押しつけてでも執筆されたことがうかがえるため、そこにはリカードウ自身における重要な問題意識が内包されていると考えざるをえない。これについては佐藤が、リカードウは第 17 章冒頭の注でセーの「生産者」に関する租税に言及したが、そこで論じきれなかった不足分を補うために第 29 章を第 17 章の補論章として執筆したという、非常に興味深い

2) 『原理』初版の出版において、リカードウは第 2 版、第 3 版の目次でいう第 1 章「価値について」から第 7 章「外国貿易について」までの「経済学の原理」部分の執筆を 1816 年 10 月 14 日までに終え、友人であるミル（James Mill, 1773-1836）宛に送った。同日付の手紙で彼はミルにこれから「課税の問題」に取り組むことを伝えており（Works VII, 82-4 / 訳 97-98）、これに該当する第 8 章「租税について」から第 18 章「救済税」までの執筆をその手紙からおおよそ 1 ヶ月後の 11 月 17 日までに完了し、同じくミルの許へと発送した（Works VII, 87-88 / 訳 104）。リカードウとミルのこのような書簡のやりとりから、われわれは第 29 章を含む論争の諸章は 11 月 17 日以降に執筆が行われたと推測することができよう。『原理』初版執筆の計画から出版にいたるまでのより詳細な流れを追ったものとしては、『リカードウ全集』「編者序文」中のスラッフアの説明を見よ（Works I, xiii-xviii / 訳 xxiii-xxx）。

見解を示している（佐藤 2012, 42）³⁾。本稿もこうした見解には賛成するが、リカードウがなぜ第29章を執筆する必要があったのかは必ずしも十分に示されていないように思える⁴⁾。

そこで本稿は、佐藤（2012）が指摘した問題を深めるため、第29章の論理と第17章の租税と国債に関する論理との比較から、リカードウが第29章執筆を決意した動機を仮説的に提示する。以下では、まず第II節で第29章の論理とそこでのリカードウの主張を概観する。第III節ではリカードウの租税と国債の比較から公債制度批判に結びつく論理の確認を行い、それと第29章の主張がどのように関係するかを考察する。最後に第IV節で本稿の総括を行う。

II 第29章の論理

第29章「生産者が支払う租税」は『原理』初版から第3版を通じてもっとも少ない紙面が与えられており、そこでリカードウは、セーが『経済学概論』第2版で主張する、生産者が政府に租税を「前払い」する際の不都合に対する批判を展開する⁵⁾。『経済学概論』の当該箇所では、間接税に関して、生産者が政府に租税を納める時期の違いによって生じる問題が挙げられる、① 生産者による租税の「前払い」は、租税がない場合よりも多額の資本を必要とするため、生産者の困難を増す、② 生産者が政府に「前払い」する租税に付加される「利子」は、消費者の負担となり、さらにそれは国庫の利益とならない（Say 1814, 341-43）。これに対し、リカードウは「前払い」の不都合①については同意するが（*Works I*, 379 / 訳 436）、「前払い」の不都合②に対しては反対する。なぜなら、彼は製造業者が「前払い」租税に付加する「利潤」は必ずしも消費者の負担とならず、「前払い」は国庫にある種の好都合をもたらすと考えるからである⁶⁾。第

3) リカードウは第17章「原生産物以外の商品に対する租税」の冒頭で、製造業者の商品に対する間接税についてセーの主張を批判する。そこでは課税のため消費者の課税商品に対する需要が減少し、商品価格が租税分上昇せず、租税が完全に消費者の負担にはならないことが問題とされる。これに対しリカードウは、商品価格の上昇分が課税額に満たない場合、製造業者の利潤は「一般的水準以下」になるため、彼はただちにその供給を減少させるだろうと批判する（*Works I*, 243 / 訳 281-82）。

4) ブローグは、「第29章は、異なる観点からであるが、第15章と多くの同じ部分を扱う」と主張する。とはいえ、そこでこれ以上の言及はなされていない（Blaug 1996, 131）。

5) 租税の「前払い」とは生産者が政府に対して期首時点で租税を支払い、反対に「後払い」とは生産者の政府への租税支払いが期末時点になされることを意味する。

6) 「生産者が支払う租税」というタイトルにもかかわらず、リカードウは第29章で一度も「生産者」という言葉を使用しない。これについて、佐藤（2012）は、第17章冒頭の注でリカードウがセーの『経済学概論』第2版から引用する際に行われた訳語の変更注目する。問題の注は本稿の注4で部分的に触れられるが、リカードウはそこで、セーが原文で使用した「生産者（producteurs）」という言葉で、部分的に「製造業者（manufacturer）」に改訳する（佐藤 2012, 47-48, 53-54）。同様の変更は第29章では完全になされている（Say 1814, 341-42; *Works I*, 379 / 訳 436）。第17章冒頭の注と第29章は「間接税」と関係している。どちらの場合も、セーの原文は改訳されているが、リカードウは後者の場合にセーの「生産者」をほぼ「製造業者」と捉えているようにみえる。本稿は、セーの「生産者」の説明において、リカードウに則り基本的に「製造業者」という言葉を代替的に使用する。

29 章は元々セーの間接税を分析の対象とするため、当該章での租税の「前払い」と「後払い」が間接税の最終的な負担者である商品購入者（消費者）に及ぼす影響をリカードウが強く意識した可能性は高いと思われる⁷⁾。以下では、主として租税負担者である消費者への影響を考察の対象とし、第 29 章の内容を概観する。

1. 「消費者負担」の問題

まずは、リカードウのセーに対する反論のうち「前払い」租税に伴う「消費者負担」の問題について考える。第 29 章の「前払い」租税では、基本的に次の仮定が敷かれる。ある国家は 1 年間の経費を期首に「ただちに (*immediately*)」必要とする。この費用は製造業者から徴収されるが、製造業者の商品は生産開始から 12 ヶ月後に完成・販売されるため、製造業者は商品販売による収入をおよそ 1 年間は得ることができない。そのため、「前払い」の場合、富裕な製造業者は自己資金から政府への納税を行うが、他方で、貧しい製造業者は資金の借入れによってそれを実行する。当該章でリカードウはこのうち後者を仮定するため、製造業者は政府の要求額を期首時点で投資家から借入れる資金によって支払い⁸⁾、期末時点の商品販売から借入れの元本と利子を回収し、投資家への元利返済をする (*Works I, 379-80 / 訳 436-37*; 傍点は原文のまま)。

そこで、「前払い」租税に付加される利潤を消費者が負担することの意味を考えなければならぬ。「前払い」租税の「利潤」に関して、リカードウは第 29 章ではっきりと「profits」という原語を使用するため、「前払い」租税に対し製造業者が生産段階で課される租税を資本の一部とみなし、他の資本部分と同様にこうした租税部分についても「利潤」を付加するというのが、彼の考えだと思われる。つまり、製造業者は、生産する商品に政府が要求する元本分だけでなく、その利潤分もその価格に上乗せするため、商品価格はその分余計に上昇することになり、これが消費者によって負担されるかどうかの問題とされるのである。

7) リカードウの場合、現在とは異なり、「直接税」は賃金・利潤・地代といった収入に直接かかる租税を、「間接税」は消費税のように収入に無差別にかかる租税のことを指す。租税転嫁を考慮すると、「直接税」は最終的に商品価格の上昇を生じる場合、「間接税」のようにもみなされうる。第 29 章の議論がまさにこの場合を想定しているかは定かでないが、ここでは「納税者」と「租税負担者」が明確に区別されている。当該章の「間接税」に関する主張には、政府に租税を納める「納税者（製造業者）」と、政府の要求額を最終的に負担する「租税負担者（消費者）」が一致しないという、現在の「間接税」に近い意味合いをみて取れる。本稿は第 29 章の「間接税」のこうした用法に注目し、議論を展開する。

8) リカードウは製造業者が生産活動を行う際、そのほとんどが他者からの資金借入れによって生産を行うだろうと推測する。『原理』第 4 章「自然価格と市場価格について」で彼は次のように主張する。「全ての富んだ国には、いわゆる貨幣資産家階級なるものを形成している相当数の人々が存在する。これらの人々はいずれの事業にも従事しないで、彼らの貨幣の利子で生活しているが、その貨幣は手形割引かあるいは社会のより勤勉な部分への貸付に使用されている…。どんなに富んでいても、自分の業務を自己資金のみが許す範囲に限定するような製造業者は、おそらく存在しないであろう」 (*Works I, 89 / 訳 105*)。リカードウの見解によれば、製造業者は生産活動においてさえ借入れ資金を必要とするので、政府に租税を「前払い」するために投資家から借入れを行うことは、十分に起こりそうなことである。

これについて、リカードウは政府が1,000ポンドの経費を必要とし、製造業者の利潤率と投資家が資金を貸出す際の利率がそれぞれ10%となる数値例を挙げる。政府への租税の「前払い」により、製造業者の商品価格総額は租税に10%の利潤を見込んだ1,100ポンド分上昇する。しかしながら、おそらく消費者は次の理由から「前払い」租税の利潤部分の負担を被らない。

消費者は、彼が支払うこの100ポンドの追加額の代償として、1つの実質的利益を得ている。というのは、政府が即時に要求し、そして結局彼〔消費者〕が支払わなければならないこの租税の支払いが1年間延期されたからである。それゆえに、消費者には1,000ポンドを必要としている製造業者に、それを10%もしくはなにか他の協定可能な利率で貸し付ける機会が与えられたのである。(Works I, 379 / 訳 437 ; [] 内は引用者)⁹⁾

リカードウは、製造業者が生産する商品購入者(消費者)の中には、製造業者が政府に租税を「前払い」する際に彼に資金の貸付を行った「投資家」が存在すると考える。したがって、もし資本の利潤率と投資家の貸付利率が等しければ、租税に伴う利潤分の負担は消費者たちの資金貸付から得られる利子収入によって相殺され、彼らの実質的な負担はゼロとなるだろう¹⁰⁾。

われわれは第29章の分析に際して「消費者」=「投資家」と仮定するが、これについては、こうした主張がどのように妥当するかを述べておく必要がある。リカードウの経済体系における「消費者」として、労働者、資本家(農業者・製造業者・商人)、地主を挙げることができよう。労働者の実質賃金は基本的に生存費水準にあり、租税負担の余地がないため(Works I, 159 / 訳 185)、労働者は租税負担者としての消費者から除外してよいだろう。商人は資金貸付を行う「投

9) 19世紀初頭は高利禁止法によって名目金利が5%に設定されていたため、リカードウの第29章における10%の貸付利率の仮定に対して疑問の声が挙げられるかもしれない。これについては、『原理』第21章「蓄積の利潤と利子に及ぼす影響」中の一節を参照できる。当該章でリカードウは、資本の利潤率の推移の歴史を知るためには正確な市場利率の把握が必要であると主張するが、それに続いて彼は、「国家は誤った政策観念から、法定利率以上をとろうとする全ての人々に、苛酷で破滅的な刑罰を課すことによって、公平で自由な市場利率を妨げるように干渉してきた」と説明する。利率には市場利率以外に法律によって定められている法定利率もある。けれども、法廷利率が一律5%であったときに、資金の借手が市場利率として10%以上を支払わざるをえなかった場合があったため、法定利率と市場利率との間のこのような差異の可能性から、利潤率推移の歴史を知るための「資料として前者を信頼することはほとんどできな」くなる(Works I, 296-97 / 訳 342)。リカードウは当時のイギリスで、法定利率と必ずしも一致しない市場利率での資金取引を認識していた。だとすれば、第29章で彼が投資家の資金貸付に対し10%の利率を仮定することは十分考えられるだろう。リカードウの5%の法定利率を上回る市場利率の認識に関する他の記述については、第27章「通貨と銀行について」をみよ(Works I, 365 / 訳 419)。また、簡単な高利禁止法に関する歴史的な流れについては『ポンド・スターリング』第10章「信用統制の発展」をみよ(Feavearyear and Morgan 1963, 242-45 / 訳 258-60)。

10) これより、第29章の最終パラグラフで展開される、「前払い」租税に付加される利潤が1年以内に年率の複利方式で増加するという、シスモンディ(Simonde de Sismondi, 1773-1842)の見解に対するリカードウの否定(租税に付加される利潤は年率の利潤率を一度かけたものとなる)は、「消費者負担」否定に必要な主張であると思われる(Works I, 380-81 / 訳 437-38)。

資家」とみることが許されるかもしれない。地主や製造業者に対しては、リカードウは「投資家」と区別するように論じる箇所もある（Works I, 248 / 訳 287; IV, 187-88 / 訳 228-29）。これより、仮に第 29 章の「消費者」が農業者、製造業者、商人、さらに地主から構成される場合、そこでは少なくとも次のことが成り立つと思われる。すなわち、たとえ「消費者」のうち商人だけが「投資家」業務を担うとしても、マクロ的視点に基づけば「消費者」の負担と利益は等しくなる。

これについては、リカードウの第 29 章における「消費者」の追加利潤部分に対する支払い総額を「投資家」の利子収入と対置するという方法が関係する（Works I, 379-80 / 訳 436-37）。これには、製造業者の生産した商品が「消費者」により全て購入されることが含意されている。もし農業者、商人、地主、さらに製造業者自身が「消費者」となる場合、彼らは製造業者が生産する商品を全て購入し、「前払い」租税に伴う追加利潤部分の全負担を負う。とはいえ、その負担は「消費者」のうち商人（投資家）の利子収入とちょうど等しくなる。ここで、「消費者」の負担と利益がマクロ的に捉えられれば、「消費者負担」は存在しない。この場合、「消費者」と「投資家」は同一の主体とみなされるといえよう。リカードウは第 29 章で「消費者」の構成については明言していないが、このようなマクロ的視点に基づく解釈は、彼の当該章における支出と収入に関する方法とも一致するため、ある程度の妥当性があるように見える。したがって、われわれの見解が正しい限り、当該章における「消費者」=「投資家」は成立する¹¹⁾。

2. 国庫利益に関する問題

次に、セーに対するリカードウの反論のうち、租税「前払い」が国庫にとって好都合となるかどうかをみることにする。これについては、結論から言うと、リカードウは数値例を用いて「前払い」のときに「後払い」のときより政府の徴税額が少なくなると主張する。以下は、リカードウが数値例を用いて実際に説明した箇所である。

もしも政府がその租税の収納をその商品の製造が完了するまで 1 年間延期するならば、政府はおそらく利付国庫証券を発行することを余儀なくされ、そして政府は消費者が価格において節約するだけのものを利子として支払うであろう。もっとも、その価格のうち、製造業者が租税の結果として彼自身の真の利得に加える部分を除いてのことだが、もしも政府が国庫証券の利子として 5% を支払ったとすれば、それを発行しなければ 50 ポンドの租税が節約される。もしも製造業者が追加資本を 5% で借りて、消費者に 10% を課すならば、彼〔製造業者〕もまたその前払いに対してその通常利潤を超える 5% を利得したであろう。したがって、製造業者と政府と合わせて、まさに消費者が支払う額を利得または節約するのである。

(Works I, 380 / 訳 437; [] 内は引用者)

11) ただし、第 29 章では「前払い」租税に伴う製造業者の追加利潤部分が「消費者」の利益と分断するように捉えられていることに注意しなければならない。本稿では基本的にリカードウのこうした見解を採用する。

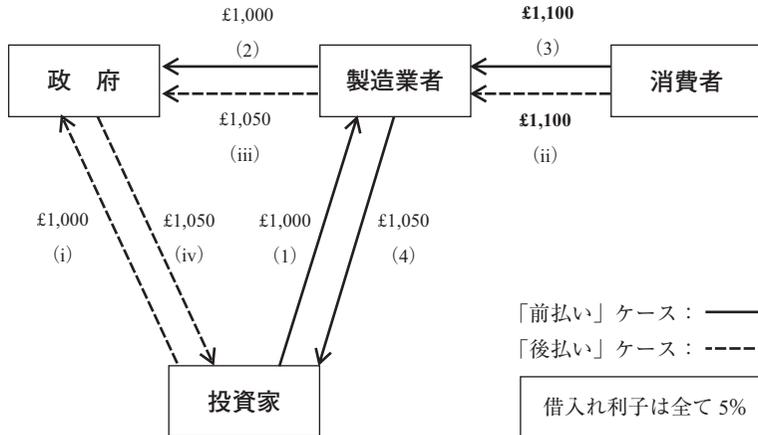


図1 第29章数値例

ここで、上記の数値例における「前払い」と「後払い」の比較のための、2つのケースに共通する仮定と、「後払い」のときの仮定は、次のようになる。共通の仮定としては、「消費者負担」の例と同じく国家は1年間の経費として1,000ポンドを必要とし、どちらの場合もそれは期首に調達される。ただし、ここで民間投資と政府発行証券の利率は一律に5%となる¹²⁾。「後払い」の仮定としては、製造業者の政府への租税支払いは期首ではなく期末の商品販売後となるため、政府は期首に利付国庫証券 (Exchequer bill) を発行して資金調達を行う。製造業者は期末時点で政府から国庫証券の元本と利子分を要求されるため、少なくとも元利分を商品価格総額に追加し、商品販売の後それらを政府に納める。これらを踏まえ、リカードウの数値例を図に描くと、図1のようになるとと思われる。

政府が徴収する租税に関して商品価格に付加される総額は、おそらく「前払い」と「後払い」のどちらの場合も1,100ポンドになる。図1において実線は「前払い」、点線は「後払い」のケースを示す。「前払い」の場合、製造業者は期首に投資家から1,000ポンドを借入れ：(1)、それを租税として政府に支払う：(2)。この1,000ポンドに対して、製造業者は期末の商品販売から1,100ポンドを回収し：(3)、そのうち1,050ポンドを借入れの元利支払分として投資家への返済に充てる：(4)。他方で「後払い」の場合、政府は期首に利付国庫証券の発行によって1,000ポンドを調達する：(i)。製造業者は「前払い」の場合と同様に期末の商品販売から1,100ポンドを回収するが：(ii)、政府が国庫証券の元本と利子分を投資家に支払うため：(iv)、1,100ポンドのうち

12) リカードウは民間と政府の利率を同一と仮定するが、現実的な観点からすると、この仮定はやや現実性を欠くといえよう。とはいえ、リカードウの経済体系では、少なくとも国内の問題に関する限り、一般に市場の自由競争が重視されるように見える。これについて、彼は政府債券の購入や、利子制限法という金融の問題に関しても競争を重視していた (Works V, 58-59, 109 / 訳 61-62, 113)。だとすれば、第29章でも、理論的に各金融市場での自由競争が仮定されていても不思議ではない。短期国債は需給調整が円滑に進むことが予測されるため、この場合、民間と政府の利率は一致するだろう。

1,050 ポンドを政府に租税として納める：(iii).

したがって、各ケースでの 1,100 ポンドの内訳は次のようになる。「前払い」の場合、それは民間借入れ元本 1,000 ポンド（「前払い」租税）と民間借入れ利子 50 ポンド（「前払い」租税の利潤）、加えて特別利子 50 ポンドから成り、「後払い」の場合は国庫証券元本 1,000 ポンド（「後払い」租税）と国庫証券利子 50 ポンド、さらに特別利子 50 ポンドから構成される。ここで、リカードウはどちらにおいても 1,000 ポンドの租税に対し何らかの理由から 5% の「特別利子」を見込んでいると思われ、この分が、資本家が通常獲得することのできる利潤を上回ることとなる¹³⁾。では、この場合一体何が国庫にとっての利益となるのであろうか。おそらくリカードウは、「前払い」では「後払い」のときよりも国庫が徴収する租税が少額となり、それが国庫にとって望ましいことだと考えているようである。「前払い」の場合、国庫証券が発行されないため利子分の課税が生じず、国庫はその分を節約することができる（Works I, 380 / 訳 437）。リカードウは、一国が貧しくなるのは「政府や諸個人の浪費や負債」のためであり、「公私の節約を促進するのに適した手段は全て国家の貧窮を救済する」と考えている（Works I, 246 / 訳 285）。だとすれば、彼にとってこのような租税の節約は、一応は国家の利益となると言えるだろう。

これまでの第 29 章におけるリカードウの主張は以下のように要約できよう。第 1 に、彼は租税の「前払い」が製造業者にとって不利であることは認めるので、「後払い」は確かに「前払い」に対し部分的な利点を有する。とはいえ、これはあくまで「納税者」である製造業者への影響を示すものであるため、「租税負担者」である消費者への影響とは区別されなければならない。第 2 に、「前払い」ではセーが主張するような「消費者負担」は生じず、国庫に対しても「節約」という利益をもたらす。というのも、消費者は「投資家」としての資金貸付から得る利子収入により「前払い」租税に伴う利潤部分の負担が相殺され、国庫は国庫証券を発行しないことで「前払い」のときにその利子分の課税を行う必要がなくなるためである。

13) 数値例で租税が 1,000 ポンドから 1,100 ポンドに増加することについて、シャープは第 29 章で民間投資の利率が 5% で、製造業者はこれを上回る 5% を租税の「非効率性」に対してか、あるいは「「きわめて限られた資本と信用」をもつ製造業者」の維持のために商品価格に課すと考える（Shoup 1960, 198-99）。また、佐藤は当該章でリカードウが「1,000 ポンドが 1,100 ポンドに増大していくという、年率 10 パーセントで拡大しつつある経済」を仮定すると主張する（佐藤, 2012, 45）。2つの先行研究では、租税は「前払い」のときだけ 1,100 ポンドに増加し、「後払い」では 1,050 ポンドになると考えられているようである。これに対し、本稿は「後払い」でも製造業者の消費者からの回収額が 1,100 ポンドになるとするが、このような違いは第 29 章のテキストに対する異なる解釈から生じるものと思われる。シャープ（1960）や佐藤（2012）は、おそらく「後払い」の説明における「政府は消費者が価格において節約するだけのものを利子として支払うであろう。もっとも、その価格のうち、製造業者が租税の結果として彼自身の真の利得に加える部分を除いてのことだが」（Works I, 380 / 訳 437）というリカードウの主張について、これを「前払い」の場合に生じるはずの 5% の「特別利子」が「後払い」の場合には生じないことを示すと解釈していると思われる。ところが、本稿はこの一節に対し、それが国庫利益のときの「前払い」の数値例の論述よりも先に述べられていることから、リカードウが「後払い」の場合にも何かしらの理由で生じる「特別利子」を仮定し、ここでは単に、政府が国庫証券の利子として投資家に支払う分にそれが含まれないことを意味するものと解釈する。

この第2の主張は、「前払い」と「後払い」が消費者にとって2つの意味で無差別となることを包含すると思われる。第1に、国庫利益に関する数値例は、消費者がいずれの場合も商品購入に同額を支出することを示している。消費者の租税による商品価格総額に対する追加支出額は、「前払い」か「後払い」かにかかわらず1,100ポンドであった。したがって、彼にとって2つの手段は商品購入の面からみて無差別となる。第2に、消費者の観点から考察された第29章のリカードウの主張は、別の視点で捉え直すことができる。すなわち、「前払い」を「租税調達」、「後払い」を「短期国債の発行」とみなせば、当該章の問題は、一国の政府収入の徴収方法に関する問題に置き換えられる。この場合、「租税」と「短期国債」という2つの手段が消費者にとって無差別となる¹⁴⁾。第29章のこのような解釈は、いわゆるリカードウの（不）等価定理と呼ばれる、一国の最適な政府収入の徴収方法に関する問題と大きく関係すると思われる。そこで次節では、租税と国債に関するリカードウの見解を整理し、それが第29章の主張とどう結びついているのかを推察する。

III 最適な政府収入の徴収方法と等価命題の重要性

1. 「公債錯覚」と第29章の等価定理

租税調達と国債調達のどちらが国家の経常費ないし戦費を徴収する最善の方法であるかは、『原理』第17章や『公債制度論』で示される¹⁵⁾。リカードウによると、「経済の面ではどの方法にも実質的な差異はない」(Works IV, 186-87 / 訳 226-27)。なぜなら、これらの方法が国民に与える負担は計算上どちらの場合も等しくなるからである¹⁶⁾。とはいえ、実際には、こうした等価は成立しない。というのも、現実の租税負担者は租税調達と国債調達が等価であると認識することができない「公債錯覚」に陥ってしまうからである¹⁷⁾。現実の租税負担者は政府収入が一括課税に

14) 第29章でリカードウは、国庫証券を、政府が発行し、発行からおよそ1年後に元利支払いが生じる満期1年の短期の債券として使用する。したがって、当面の問題としてわれわれはこれを「短期国債」と位置付けられるであろう。

15) この問題についての基本的な見解は『原理』第17章で示されるが、より詳細な論考は『エンサイクロペディア・ブリタニカの第4,5および6版への補巻』のうち1820年に発行された第4巻第2部掲載の『公債制度論』で与えられる(Works IV, 185-90 / 訳 226-31)。このため、本稿では、リカードウの（不）等価定理に対し『公債制度論』の主張を交えつつその説明を行う。

16) リカードウは『公債制度論』で、公債を持たない国で戦争が起こり、そこでその国家が2,000万ポンドの政府収入を集めるための方法を提案する(Works IV, 185-86 / 訳 226)。これに関して、本稿は「2,000万ポンドを1度に支払うのも、毎年100万ポンドずつを永久に支払うのも…まったく同じ価値である」という(Works IV, 186 / 訳 227)、租税調達と国債調達の比較を対象とする。益永(1999, 45-47)は、後者の方法の永続的な利払いの「現在価値」の合計が、前者の方法の一括徴収による租税の価値(2,000万ポンド)と等しくなることを、数値例を用いて示している。

17) 「公債錯覚とは、公債の発行にともなう将来の元金の返済と利子支払い義務によって必然的に生じるところの租税負担を、まったく知覚しないか、あるいは不完全にしか知覚しない場合をいう」(砂川1991b, 144)。

よって徴収される場合（租税調達される場合）、その額を自らの所得から適切に節約するが、それが国債発行により賄われるならば、国債の利子分だけしか節約せず、元本分の節約を怠ってしまう¹⁸⁾。したがって、租税負担者が国債発行から生じる実際の負担に対し適切な節約を行わず消費行動を継続することで、国民資本は減少し、国債調達よりも租税調達による財源徴収が一国にとって望ましくなる（益永 1999, 47-48）¹⁹⁾。

このような国債に関するリカードウの主張は次のように解釈することができよう。現実問題として「公債錯覚」を分析対象とする限り、租税負担者が錯覚しない場合には租税と国債は等価となるが、錯覚発生時には、国債に伴う負担の一部が租税負担者の所得ではなく資本から支払われるため、一国全体の資本はその分だけ損なわれる。結果的に、租税と国債は、それらの調達が経済社会に与える影響を異にするために、不等価となる。そこで、国債での調達にあたっては、「公債錯覚」が起こる原因をつきとめなければならない。

リカードウは通常、租税と国債の比較を論じる際には「永久国債」を使用する。彼によると、租税調達において租税負担者たちは一度に全ての負担分を要求されるが（*Works I*, 244-45, 247 / 訳 282, 285）、「永久国債」の場合彼らは永続的にその利子分を支払い続けるため、一度の負担額は租税調達のとときと比べきわめて小さくなる（*Works IV*, 185-87 / 訳 226-27）。それに加え、こうした人々は政府が課す「租税がおそらく何年間続くであろうといったことは考慮しない」（*Works IV*, 186-87 / 訳 227）。これより、リカードウは、「永久国債」の場合の全負担が租税負担者たちに一度に課されず、さらに彼らが将来の予測を完全になしえないことに「公債錯覚」の原因があると考えていると思われる。なぜなら、租税調達では全負担が一度にかかるため、租税負担者たちはその重みをただちに認識できるが、「永久国債」の場合、前者と比較して一度にかかる負担が非常に小さく、租税負担者たちの将来予測に関する能力も不完全なため、彼らはこのような負担の合計が租税調達のとときと等しいと感じることが困難になるからである。だとすれば、これとは反対に、こうした「公債錯覚」は、国債に伴う負担を租税の場合と同じく適切に認識できるような状況下では発生しないと思われる。

そこで、第 29 章でも「公債錯覚」が生じるかどうかを考えてみたい。当該章での主張は消費

18) リカードウの「公債錯覚」の論理を明確にすることは必ずしも容易ではない。というのも、彼は人々が錯覚する場合、一国の資本は国債の元本分減少すると主張するが（*Works IV*, 187-88 / 訳 228）、この資本への損失がどの段階で生じるかについては十分な説明を与えていないためである。これに対し益永（1999, 48）は、『公債制度論』での国民資本の減少について国債の元本部分が「将来の増税」という形で租税負担者に賦課されることに注目する。そこで国民資本の減少は国債元本が国債購入者に償還される段階で生じると推測される。とはいえ、第 17 章におけるリカードウの主張を、国債元本の償還が行われず、国債購入者が投資用に所持していた流動資本部分を国債購入に充てると仮定することで、国民資本減少の段階を国債発行時点とする見方もある（益永 2000, 179）。リカードウが2つのうちどちらの（あるいは別の）見解を採用しているのかは定かではないが、いずれにせよ導出される結論に差異はない。本稿ではこのうち前者の解釈を採用し、議論を展開する。

19) これについては、第 17 章（*Works I*, 244-47 / 訳 282-86）や『公債制度論』（*Works IV*, 185-90 / 訳 226-31）を見よ。

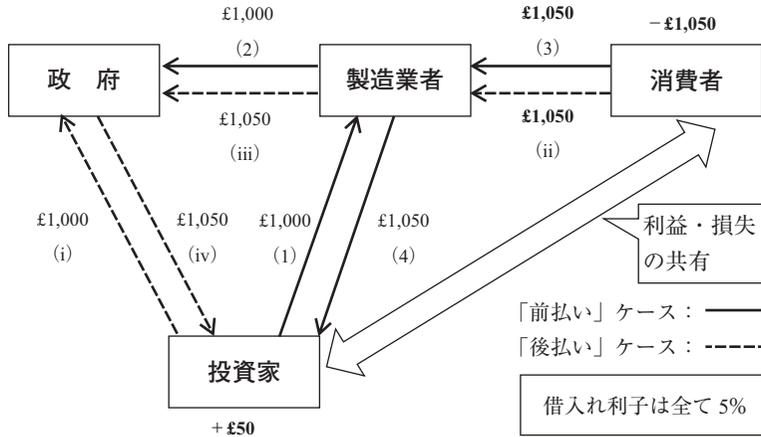


図2 第29章数値例 (「消費者」=「投資家」)

者の観点から租税調達と国債調達（短期国債）が無差別であるという主張に置き換えることができた。その国庫利益に関する数値例において、製造業者は「前払い」と「後払い」にかかわらず政府が要求する1,000ポンドの租税に対し5%分の特別利子を見込んでいた。そこで今度は、消費者の視点からこのような利子は想定されず、さらに「消費者負担」の例で示されるように「消費者」と「投資家」が同一の経済主体である場合を考えてみたい。

図2は本稿第II節で示した図1に上記の仮定を加えたものを示している。この時、商品価格の合計は1,050ポンドとなり、図1同様の流れを追うと、消費者は両ケースにおいて製造業者が販売する商品購入に対し総額1,050ポンドを支払うことがわかる：(3)・(ii)。しかしながら、消費者は資本家である製造業者に資金の貸付を行い(1)、また政府が発行する国庫証券を購入する「投資家」でもあるため：(i)、彼は貸付資金や国庫証券に対する50ポンドの利子を「投資家」として取得することができる：(4)・(iv)。これより、図2において「消費者」として負担する1,050ポンドと「投資家」として得る50ポンドを足し合わせることで、この消費者の最終的な負担は、どちらの場合も政府が1年間の経費として必要とする1,000ポンド分のみとなる。第29章の消費者は、間接税の最終的な「租税負担者」であった。したがって、当該章では政府収入の徴収方法にかかわらず租税負担者の負担が等しく、さらに各社会の経済状況も異なるという、租税と国債の理論的等価が提示されることがわかる。

ここで重要なのは、リカードウの説明からはこれらの手段が同程度に望ましいであろうことしか読み取ることができず、おそらくそこで「公債錯覚」は考慮されていないということである。なぜなら、第29章では発行から償還までがおおよそ1年の「短期国債」が用いられるからである。このような債券では、その償還期日がただちに訪れるため、おそらく租税負担者が債券発行時点でその全負担を適切に認識できるのではないかと推測される。

これより、「短期国債」のこうした特徴や、第29章でリカードウが「公債錯覚」に言及しないことを踏まえると、そこでは理論面と現実面の両方における租税と国債の等価が想定されると思

われ、少なくとも当該章での錯覚問題を排除することができる。

このうち、第29章における租税と国債の理論的等価は、リカードウが一国の最適な政府収入の徴収方法を導出する論理上の手続きにおいてきわめて重要な意味をもつ。1974年の中立命題に関する論文の出版後、バローはその論文の執筆当時、租税と国債の等価に関するリカードウの先駆的主張を認識していなかったことを真摯に告白した。彼はそこで租税と国債の等価が「リカードウの等価」と呼ばれるにふさわしく、それがリカードウ自身の貢献であることを示そうと努めるのだが、驚くべきことに、バローは、リカードウが実際には租税と国債が不等価になると考えていたことも承知の上で、その等価定理に多大なる称賛を送る。バローは、不等価の論証はそれを引き起こす原因の解明によって可能となるのであり、そのためには何よりもまず等価の状態を示すことが重要だと考えたのである (Barro 1996; 1998)²⁰⁾。こうした見解は益永 (1999) でも主張される。リカードウは「まず租税と公債が計算上は等価になる理論的世界を提示しておいてから、それと実際の人々の行動様式とを対比して、両者の隔たりを読者に印象づける。そうすれば、理論と現実の乖離の要因＝「公債錯覚」(バロー流の合理的個人の仮定の否定)の存在がいっそう引き立ってくる」。したがって、「等価定理はリカードウにとって、それ以後の分析の結論をより効果的かつ説得的に導き出すための一種の論理手続き」となる (益永 1999, 52)²¹⁾。

これより、リカードウの最適な政府収入の徴収方法は、①:「公債錯覚」が生じない状況下で租税と国債は理論上等価になる、②:①の状態に現実的要因としての人々の「公債錯覚」を考慮することで租税と国債は不等価になる、③:②より国債調達よりも租税調達が望ましくなる、という論理構成から導出されることがわかる。だとすれば、第29章の租税と国債の等価は上記の①と関係するため、租税と国債の問題を考える上できわめて重要な役割を担うように思われる。

そこで、租税負担者が錯覚しない場合の租税と国債の理論的等価を適切に主張するためには、セーの「前払い」租税に関する「消費者負担」の論理を否定する必要が生じる。というのも、もしそれが生じるならば、租税と国債の等価関係が損なわれるおそれがあるためである。したがって、次にわれわれはセーの「消費者負担」が租税と国債の等価関係におよぼす影響と、それに対するリカードウの反論を推察する。

2. 租税と国債の関係性

まず、租税と国債の等価に関する基本論理を用いた、最適な政府収入の徴収方法に関する租税調達と国債調達の関係性を示すとすれば、それは次のようになる。

表1は、「公債錯覚」が生じない状況下では租税と国債が等価となるため、それらの調達方法が政府収入の徴収に関して無差別となり、逆に「公債錯覚」が生じる場合には租税と国債が不等価となるため、国債調達より租税調達が望ましいことを示している。そこで租税と国債が不等価

20) バロー自身、これよりも早期にリカードウの貢献を認めているが (Barro 1976, 346)、ここでは具体的な言及はなされていなかった。

21) この点は、スターンによっても注目されている (Sturn 2015, 449)。

表1 租税と国債の基本論理

国債：「公債錯覚」なし \Rightarrow 租税調達 \sim 国債調達
国債：「公債錯覚」あり \Rightarrow 租税調達 $>$ 国債調達

になるのは、租税調達の場合には租税負担者が政府の必要とする額を彼の所得から節約するが、国債調達の場合「公債錯覚」により租税負担者が所得から国債の利子分しか節約しないことで、その元本分が資本の減少となって現れ、2つの方法が経済社会に異なる仕方で作作用するためであった。

では、もしセーの「前払い」租税による「消費者負担」が存在するならば、租税と国債の等価に関する論理はどのような影響を被るのであるだろうか。ここで、表1の関係性は表2のように修正されるだろう。

表2 租税と国債の基本論理からの乖離

国債：「公債錯覚」なし \wedge セーの「消費者負担」 \Rightarrow 租税調達 \leq (\geq) 国債調達

表2は、表1とは異なり、「公債錯覚」が生じないときの租税と国債は必ずしも等価とならず、政府収入の徴収方法に関して国債調達が租税調達より望ましくなるかもしれない状況を示す。というのも、この場合、租税負担者の最終的な所得が国債調達より租税調達のときに少なくなることで、2つの手段の間で経済社会に対する異なる影響が生じる可能性があるためである。

これについては、第29章の数値例を基に、「後払い」(国債調達)とセーの「消費者負担」を考慮した「前払い」(租税調達)の比較を行い、説明する²²⁾。両ケースに共通する仮定として次のことを考える。「消費者」と「投資家」を兼任する同一の経済主体を主体Aとし、初期条件として主体Aはどちらのケースでも生産開始にあたり「消費者」として1,050ポンドを所有し、「投資家」として1,000ポンドを所有する。さらに、期末時点で彼の手元にある資金は、全て来期の投資に充てられるとする。今われわれは図3を得る。

「後払い」(国債調達)の場合、主体Aは期首に「投資家」として所持する1,000ポンドの資金で政府が発行する国債(国庫証券)を購入する：(i)。政府はおよそ1年後にその償還を行うので、期末時点で製造業者から国債の元利分の徴収を行う：(iii)。これを受け、製造業者は自らが販売する商品価格総額に政府が要求する1,050ポンド(利率5%)を上乗せして販売するため、主体Aは「消費者」として彼がもつ1,050ポンドをそれに費やす：(ii)。最後に、彼には期末時点で政府から国債の元本と利子分の1,050ポンドが支払われ：(iv)、この分が来期に投資可能となる。

次に、セーの「消費者負担」を考慮した「前払い」(租税調達)について考える。リカードウ自身の第29章の主張は、製造業者が「前払い」租税に付加する利潤部分の負担が、「消費者」が

22) われわれの結論は、たとえ「公債錯覚」が生じない場合の「永久国債」等を想定するとしても決して損なわれない。ここでは分析の簡略化のため、償還期間1年の「短期国債」を使用する。

「投資家」としての資金貸付から得る利子収入により相殺されるため、「消費者負担」は起こらないというものであった。しかしながら、ここで仮定される場合には、これとは異なる結果が生じる。というのも、セーの「消費者負担」が生じるとする場合、「投資家」の製造業者への資金貸付が行われなくなってしまうためである²³⁾。製造業者は期首に自らの資金から政府に租税を納税し：(1)、期末に販売する商品価格総額に「前払い」した租税 1,000 ポンドとその利潤 50 ポンド（利潤率 5%）を付加する。主体 A はこの支払いを彼が「消費者」として所持する 1,050 ポンドによって行う：(2)、このとき、A は「前払い」租税の利潤部分を「消費者」として負担することとなり、来期の投資には、彼が「投資家」として期首から保持し続ける 1,000 ポンドが充てられることになる。

これらは次のことを示すように思われる。セーの「消費者負担」を考慮に入れた「前払い」の場合、「後払い」のときより来期に使用可能な資本額が少なくなる。このことは、主体 A はもともと「投資家」として 1,000 ポンドを所持していたため、「前払い」では「後払い」よりも資本蓄積が抑制されるという見方もできよう²⁴⁾。これはすなわち、セーの「消費者負担」のために租税調達と国債調達とで経済社会に異なる影響が生じ、仮定される場合では前者より後者が 1 国の政府収入の徴収方法として望ましくなることを示す。そこで租税と国債とは不等価となり、「公債錯覚」が生じない状況下での租税と国債の理論的等価という、最適な政府収入の徴収方法を導出するためのリカードウの重要な論理は損なわれるであろう。

しかしながら、リカードウによれば、セーの「消費者負担」はおそらく理論上起こりえない。これについては、第 29 章での「前払い」と「後払い」の比較の重視が関係する。当該章の内容は『経済学概論』第 2 版の関連箇所に対する反論となるが、リカードウとセーはそれぞれの著書で異なる仮定を敷いている。セーの場合、政府が生産者（リカードウという製造業者）から必要経費を徴収する時期は「前払い」と「後払い」で異なり、前者では期首に、後者では期末に徴収される（Say 1814, 341-42）²⁵⁾。これに対し、リカードウの場合、政府はどちらの場合も期首に 1

23) 第 29 章と対応する『経済学概論』第 2 版の当該箇所では、「投資家」がどのような役割を担うのかは必ずしも十分に描かれていない。セーは「消費者負担」を主張するため、リカードウは少なくともそこで彼自身が仮定する「投資家」の行動が考えられていないと解釈したと思われる。

24) セーの「消費者負担」が起こるとする場合、「前払い」の期末時点で主体 A の手元に残る資金は「後払い」のときより 50 ポンドだけ少なくなり、それは製造業者によって取得される。ここで、社会全体で資本蓄積が阻害されるかどうかは主体 A と製造業者による 50 ポンドの用途の違いに依存する。仮定より、主体 A は期末に残る資金を全て来期の投資に充てることになっていた。したがって、製造業者が取得した 50 ポンドを主体 A と同様に来期の投資に回すならば、一国の資本蓄積は損なわれない。反対に、もし彼がそれを奢侈品等の不生産的な消費に充てるならば、「後払い」のときよりも 50 ポンドだけ蓄積が損なわれる。この場合、「前払い」（租税調達）と「後払い」（国債調達）が不等価になるのは、製造業者が後者の行動をとる場合に限られるが、これは可能性として起こりうることであり、国富にとっては重要な問題となるだろう。加えて、結論部でも示されるように、租税と国債の等価や不等価にかかわる問題は当時の社会状況とも密接な関係があった。だとすれば、租税と国債の不等価を示すような見解がリカードウの関心を少なからず引くことは十分ありうると思われる。

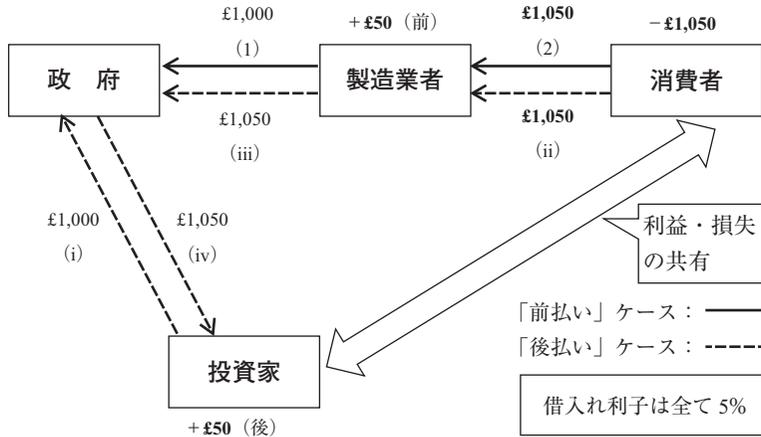


図3 第29章数値例 (セーの「消費者負担」を考慮する場合)

年間の経費を徴収する (Works I, 379-80 / 訳 436-37). 『経済学概論』第2版を通読したときに、リカードウは問題の箇所では、「前払い」と「後払い」の比較に際し政府経費の徴収時期が統一されていないことに気付いたのだろう。「前払い」の場合、政府の徴収は期首に行われる。どちらの場合も同じ条件で比較するならば、「後払い」の場合も政府は期首に必要な経費を徴収しなければならない。「後払い」において政府は(短期)国債を発行する必要が生じ、「投資家」の存在が不可欠となる。それはつまり、「前払い」においても「投資家」の存在が仮定されることを意味する²⁶⁾。

「投資家」の主な役割は資金を必要とする他者に貸付を行うことにあり、「後払い」の場合それは政府が発行する国債(国庫証券)購入の形であられる。ここで注意しなければならないのは、このとき製造業者の生産活動は「投資家」が政府に行う貸付とは無関係に行われていることである。これらは「前払い」のとき「投資家」がとる行動の手がかりをわれわれに与えてくれる。そこでの「投資家」は「後払い」のときに国債(国庫証券)購入に向けられるはずの資金の貸付先を探すだろうが、この貸付はおそらく政府に租税を「前払い」する製造業者に対してなされる。というのも、「後払い」の仮定から、「前払い」における元々の社会の全生産活動は「投資家」のこの

25) 実際のところ、セーは『経済学概論』第2版で、政府が生産者(製造業者)から必要経費を徴収する時期について具体的に言及していない。とはいえ、その「後払い」に関する説明では、政府収入の債券発行による期首時点での徴収が述べられていない。これより、セーは、期末時点における政府の生産者からの資金徴収だけを考慮していると思われる。

26) このような、ある2つの事柄を比較する他者の学説に対し、リカードウが自らの統一された仮定に基づいてそれらを比較し直し、そこから導出される結論へと推論していくという方法は、『原理』第26章「総収入と純収入について」でもみられる。ゲルケは、外国貿易より国内商業の方がより多くの生産的労働を雇用するというスミスの主張に対し、適切な仮定を用いて両者を比較すれば、どちらも雇用する生産的労働量に違いはないとリカードウが考えていることを示す(Gehrke 2013, 57-58)。ただし、このような場合、リカードウ自身の他者に対する学説解釈が必ずしも正しくないことに注意しなければならない。

部分の資金を必要とせず成立することがわかり、それはつまり製造業者が政府に支払うための追加的な資金を所持していないことを示すからである²⁷⁾。このようにして、この場合の「投資家」の資金に対する需要と供給は一致し、これは同時にリカードウの租税と国債の比較においてセーの「消費者負担」が理論上起こらず、租税と国債の等価も維持されることを意味するのである。

「公債錯覚」による租税と国債の不等価を示すため、それが無い場合に租税と国債が等価になるという論理は、リカードウにとってきわめて重要な問題であった。だとすれば、適切な仮定に基づく租税と国債の比較において、理論的に正しくないと思われるセーの見解を反駁し、かつ租税と国債の等価を維持することは、彼にとって不可欠であったと言えよう。

IV おわりに

本稿の目的は、リカードウが『原理』第 29 章を執筆した動機を明らかにすることであった。当該章の主要な論点は次のようになる。すなわち、製造業者が「前払い」租税に付加する利潤部分は商品購入者である消費者の負担となることが懸念されるが、その負担は消費者が「投資家」としての資金貸付から得る利子収入によって相殺される。この主張は、第 29 章の批判の対象となるセーの主張を否定すると共に、「リカードウの（不）等価定理」の結論とそれに至る論理の維持とに大きく関係する。

租税と国債を比較するとき、それらの経済上の価値は理論上等しく、社会に及ぼす影響は等しい。どちらの場合も、政府の要求額は租税負担者の所得から全て節約される。ところが、現実の国債調達には租税負担者の「公債錯覚」を伴う。彼は錯覚により政府の要求額を所得から適切に節約せず、資本部分から拠出する。国債調達の場合に国民資本は損なわれ、租税調達が政府収入を賄う最善の方策となる。この場合、租税と国債は経済社会に異なる影響を及ぼすため、不等価となる。この結論の導出にあたり、租税と国債の理論上の等価が重要な役割を果たす。なぜなら、それにより租税負担者の「公債錯覚」が明確になるからである。租税と国債の等価命題は、リカードウの財政政策論に欠かせなかった。

これに対し、セーの「前払い」租税における「消費者負担」は、租税と国債の理論的等価を損なう危険性をはらんでいた。この場合、「前払い」租税に伴う追加利潤部分は、政府収入の徴収方法の違いにより異なる経済主体に分配され、社会に異なる影響をもたらすおそれがある。とはいえ、リカードウによれば、これは理論的に正しくなかった。セーの主張では、租税と国債を比較する上での仮定が不適切で、さらに「投資家」の役割が必ずしも明示的でなかった。リカードウは第 29 章で租税と国債を適切に比較し、「投資家」の役割を明示的にした。結果としてセーの

27) このことは、リカードウが第 29 章の「前払い」の説明をするときに、納税のため消費者（「投資家」）から資金を借入れる製造業者を仮定することからもうかがえる。また、『公債制度論』では、戦時税と公債による政府収入の徴収方法の比較において、前者の場合に後者の場合と同様の仕方による金融市場の有用性が述べられている（Works IV, 188 / 訳 229）。

「消費者負担」は成立せず、租税と国債の理論的等価は維持される²⁸⁾。

従来の見解、たとえばスターンによれば、リカードウの等価定理は「課税時期」と無関係に成立する。このことは租税と国債の等価が理論上いかなる場合も成り立つことに、この命題の重要性があることを意味する (Sturn 2015, 449)。『原理』では、第17章で永久国債と租税の、第29章で短期国債と租税の等価が示されていた。国債の種類、すなわち元本徴収の「課税時期」に関係なく租税と国債は等価になる。これはまさに、等価定理の絶対性とその重要性に対するリカードウの認識を示すと思われる。そこで本稿は、リカードウが第17章の補論章として第29章を執筆した動機を次のように推察する。すなわち、リカードウは『原理』初版の論争的諸章執筆時にセーの『経済学概論』第2版を再読し、そこで理論的に誤った租税と国債の比較を目にした。これに対し、第17章でそれらの理論的等価を論じていた彼は、その維持のため、セーの誤りを何としても正さなければならなかった。なぜなら、リカードウにとって租税と国債の理論的等価の絶対性は重要で、それは「リカードウの(不)等価定理」に関する論理に不可欠だからである。もしこれが正しければ、等価命題を維持する必要性こそが、彼に第17章の補論章として第29章を執筆させた²⁹⁾。

これは、19世紀初頭のイギリス財政状況に対するリカードウの危惧とも一致するだろう。彼は1819年初頭に下院議員として議会入りを果たすが、その任期初年度から国内に膨大に累積された国債の償還を訴えた³⁰⁾。というのも、国債にはそれに伴う租税が一国の資源配分を変更し、またその経済成長を阻害する危険があるためである³¹⁾。「公債錯覚」による資本減少は、このうち後者に該当する。したがって、租税と国債の理論的等価の維持は当時のイギリスの社会問題と大きく関係する。

28) 第29章のリカードウの主張は、租税と国債の理論的等価の維持と関係していた。これは当該章の国庫利益に関する説明にも当てはまると思われる。実際のところ、リカードウが「前払い」の利益とする「国庫の節約」自体には、それほど大きな重要性はないようにみえる。なぜなら、彼は第17章で、国債の利子は「たんに、それを支払う人々からそれを受け取る人々へ、すなわち、納税者から国家の債権者へ移されるにすぎない」と主張するからである (Works I, 244 / 訳 282)。また、仮に政府が「国庫の節約」、すなわち「前払い」を選択するとしても、民間投資の利子が生じるため、事態は「後払い」のときと変わらない。「国庫の節約」の有無は経済社会に対しなら不都合とならない。他方で、われわれは国庫利益に関する説明と数値例から、租税と国債の等価の構造をより深く知ることができた。リカードウは、第29章の大体において等価命題を意識していたと思われる。

29) 等価定理の成立に基本的に国債の種類は無関係だが、第29章で短期国債が用いられる理由として、次のことが考えられるかもしれない。第29章で長期国債を使用すれば、読者に「公債錯覚」を想起させ、「前払い」租税の問題を論じるにあたり彼らを混乱させる可能性もある。そのため、リカードウはあえて直感的に錯覚を連想させない短期国債を使用した可能性もある。

30) たとえば、1819年6月9日、12月16日、さらに12月24日の議会演説をみよ。また、同様の見解は『原理』第17章中にもみられる (Works I, 247-48 / 訳 286-87)。リカードウの1819年の議会入りを、その個人的利益と関連させながら国債問題と結びつけるものとして Anderson and Tollison (1986) を挙げることができるが、われわれは Churchman (1995) のように、リカードウが自らの個人的利益のためではなく、一国全体の利益のために行動していたとする立場をとる。

31) リカードウの国債反対については Churchman (2001) がその第2章で詳述している。また、ロバーツは、外国貿易の観点でのリカードウの国債に対する懸念に注目する (Roberts 1942, 260-61)。

本稿の取り組みは、次のことも明らかにした。すなわち、リカードウの等価定理に関する具体的な論証は、これまで主に『公債制度論』にその注目が集められてきたが³²⁾、われわれの考察は、それが『原理』第 29 章にも内在することを示した。後者の等価定理の構造を理解することは、リカードウが考える租税と国債の経済的等価に、金融市場に対する等しい影響が含意されていたことを明確にする。

また、本稿第 III 節の考察は、第 29 章に関する限り、短期国債が現実面において排除されない可能性を示唆する。これについては、議会演説等におけるリカードウの見解も参考にできる。たとえば、当時の議会演説では短期国債（ないし国庫証券）がしばしば議論中に登場する。そこには、短期国債の是非とは関係のない場合も多々みられるが（*Works V*, 58-59, 63-67, 79-80 / 訳 61-62, 66-69, 82-83）、他方で比較的この問題と深くかかわるような場合も存在する。1819 年 12 月 24 日の演説で、リカードウはあらゆる人が所有するストックに対して平等に課税することで、累積した財政赤字を一度に償還する資本課税について述べているが、その中で彼は、公債償還の円滑化のため、国庫証券発行を提案する。この場合の国庫証券は他者への譲渡が可能な債券で、期限がくればその所有者に証券記載額が貨幣で支払われる。資本課税においてこの証券は公債所有者への支払い手段として用いられる（*Works V*, 38-39 / 訳 40）³³⁾。「国庫証券（exchequer-bills）」は「短期債（unfunded debt）」とみなされることから（*Works V*, 66 / 訳 68）、このような証券の使用を容認するリカードウの姿勢は大変興味深い。これに関して、『経済的で安定的な通貨のための提案』（1816）では公債と国庫証券は区別して扱われ（*Works IV*, 63-64, 74-75 / 訳 75, 87-88）、『国立銀行設立試案』（1824）でリカードウは、「政府が貨幣を必要とする場合、…国民への課税、国庫証券の発行とその売却、長期国債、…によって調達すべき」と主張する（*Works IV*, 283 / 訳 240）。これらは、長期国債と短期国債をリカードウが別々に捉え、後者を政府の資金調達の方法として認識していることを示す。

第 29 章の租税と国債の等価は、従来の「リカードウの等価定理」を新たな視点から見つめ直し、さらにリカードウが短期国債を排除しない理由を模索する必要性をわれわれに訴える。したがって、リカードウの『原理』やその他の著作、往復書簡等の資料を用いて、あらためて等価命題を詳細に検討することが必要となる。しかしながら、紙面の関係上ここでその全てを扱うことはできないため、これらはまた別の機会に論じることにしたい。

（若松直幸：神戸大学大学院博士課程）

32) たとえば、Barro (1996; 1998) や益永 (1999) はこのような視点をもつものと思われる。これに対し、Abel (1987) や Davis (2005) は『原理』第 17 章にリカードウの等価定理に関する基本的な論理を見出す。

33) なお、当演説で国庫証券は「小切手 (checks)」という言葉で記録されている。とはいえ、リカードウは 1820 年 9 月 15 日付のマカロク (John Ramsay McCulloch, 1789-1864) 宛の手紙ではっきりと「国庫証券 (exchequer bills)」という言葉を使用しているため（*Works VIII*, 239 / 訳 268-69）、前者を国庫証券と呼ぶことは差し支えないだろう。

参 考 文 献

- Abel, A. 1987. Ricardian Equivalence Theorem. In *The New Palgrave*, Vol. 4, ed. by J. Eatwell, M. Milgate, and P. Newman. London: Macmillan, 174-79.
- Anderson, G. and R. Tollison. 1986. Ricardo on the Public Debt: Principle Versus Practice. *History of Economics Society Bulletin* 8 (1): 49-58.
- Barro, R. J. 1974. Are Government Bonds Net Wealth? *Journal of Political Economy* 82 (6): 1095-117.
- . 1976. Reply to Feldstein and Buchanan. *Journal of Political Economy* 84 (2): 343-49.
- . 1996. Reflections on Ricardian Equivalence. *NBER Working Paper* 5502.
- . 1998. Reflections on Ricardian Equivalence. In *Debt and Deficits: An Historical Perspective*, ed. by John Maloney. Cheltenham and Northampton: Edward Elgar.
- Blaug, M. 1996. *Economic Theory in Retrospect*, 5th ed. Cambridge and New York: Cambridge University Press.
- Buchanan, J. M. 1976. Barro on the Ricardian Equivalence Theorem. *Journal of Political Economy* 84 (2): 337-42.
- Churchman, N. 1995. David Ricardo on Public Policy: The Question of Motive. *Journal of the History of Economic Thought* 17 (1): 133-52.
- . 2001. *David Ricardo on Public Debt*. Basingstoke and New York: Palgrave.
- Davis, T. 2005. *Ricardo's Macroeconomics*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Feavearyear, A. E. and E. V. Morgan. 1963. *The Pound Sterling: A History of English Money*, 2nd ed. Oxford: Clarendon Press. 一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング—イギリス貨幣史』新評論, 1984.
- Gehrke, C. 2013. Ricardo on Gross and Net Revenue. In *Macroeconomics and the History of Economic Thought: Festschrift in Honour of Harald Hagemann*, ed. by H. M. Kramer, H. D. Kurz, and H.-M. Trautwein. London: Routledge, 47-63.
- O'Driscoll, G. P. 1977. The Ricardian Nonequivalence Theorem. *Journal of Political Economy* 85 (1): 207-10.
- Ricardo, D. 1951-73. *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by P. Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb. 11 vols. Cambridge, UK: Cambridge University Press. 日本語版「リカードウ全集」刊行委員会訳『リカードウ全集』(全11巻)雄松堂, 1969-99.
- Roberts, R. O. 1942. Ricardo's Theory of Public Debts. *Economica* 9 (35): 257-66.
- Say, J.-B. 1814. *Traite d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, 2^e éd. 2 vols. Paris: Antoine-Augustin Renouard.
- Shoup, C. S. 1960. *Ricardo on Taxation*. New York: Columbia University Press.
- Sturn, R. 2015. Ricardian Equivalence. In *The Elgar Companion to David Ricardo*, ed. by H. D. Kurz and N. Salvadori. Cheltenham and Northampton: Edward Elgar, 449-55.
- 佐藤滋正. 2012. 『リカードウ価格論の展開』日本評論社.
- 砂川良和. 1991 a. 「等価定理と非等価定理—D. リカードウ公債論とその展開」『公共選択の研究』18.
- . 1991 b. 「減債基金—古典派の見解とその展開」『広島大学経済論叢』(広島大学) 15 (2): 135-48.
- 益永 淳. 1999. 「D. リカードウ『公債制度論』の論理構造—「等価定理」の政治的意味」『経済学史学会年報』37: 44-56.
- . 2000. 「D. リカードウの資本課税案の理論的・政治的分析—等価定理の論理との関連で」『経済学論纂』(中央大学) 41 (1・2): 175-91.

David Ricardo and His Funding System in Chapter 29 of the *Principles of Political Economy and Taxation*

Naoyuki Wakamatsu

Abstract:

This paper examines David Ricardo's motive for writing Chapter 29, 'A Tax Paid by a Producer,' in Ricardo's *Principles of Political Economy and Taxation*. In this chapter, he mainly presents criticisms of 'the advanced tax' paid by a producer to the government as described in the second edition of Jean-Baptiste Say's *Traité d'économie politique*. The interesting theme of what prompted him has not been sufficiently addressed until now. Therefore, to provide a hypothetical answer to this question, we indicate the relation between Ricardo's views in Chapter 29 and the logic of the famous Ricardian (non) equivalence theorem.

In the logic of this theorem, the theoretical equivalence between tax and national debt is considered to be of significant importance, because it reveals the existence of a 'debt illusion' among people in the real world. Therefore, maintaining the relation between tax and national debt is essential for the logic to show that the most optimal way of financing government revenue is tax.

According to our analysis, the theoretical equivalence between the two means should also exist in Chapter 29; moreover, this conclusion could not be drawn from Say's argument regarding 'the advanced tax.' However, we are aware that if we compare tax and national debt based on proper assumptions, Say's argument of 'the advanced tax' would be theoretically incorrect. Therefore, this paper states that Ricardo wrote Chapter 29 as an addendum to Chapter 17 and attempted to correct Say's error, thus retaining the theoretical equivalence between tax and national debt.

JEL classification numbers: B 12, B 41.